

計画の概要

- 1 基本的な方針**
生涯にわたり歯・口腔の健康づくりを通じて、誰もが健康で生き生きと活躍できる社会の実現に向け、個人の**ライフコースに沿った**歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備と、より実効性をもつ取組を推進し、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図る次期計画を策定する。
- 2 位置づけ**
・「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条の規定による計画
・千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第10条の規定による計画
- 3 計画の期間** 令和6年度から令和11年度までの6年間
- 4 基本理念**
県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科・口腔保健の実現
- 5 総合目標**
(1) 健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現
(2) 歯・口腔に関する健康格差の縮小

現状と課題

- 1 歯科疾患の状況**
・幼児・児童生徒のむし歯は減少しているが、地域間の格差が解消されていない。
・成人の進行した歯周炎を有している人の割合がまだ高い状況にある。
・高齢者にとって自分の歯で噛むことは、生活の質の向上のためにも重要であるが、歯を20本以上保有している80歳以上の割合は目標を達している
・高齢化の進展により、在宅歯科医療や誤嚥性肺炎の予防に向けた口腔ケア等の需要が増加している。
・乳幼児期及び少年期における**口腔機能獲得に向けた取組が少ない状況にある。**
- 2 歯・口腔保健に対する意識**
・定期的な歯石除去や歯面清掃、健診を受けている成人や高齢者が少ない状況にある。
・デンタルフロス等を使って、歯のすき間の手入れをしている者は少なく、デンタルフロス等の使用が普及していない状況にある。
- 3 災害時における歯・口腔保健医療サービスの提供**
・災害時に歯・口腔の保健医療サービスを迅速に提供できる体制や、**平時から災害時における口腔ケアの重要性についての普及・啓発等に努める必要がある。**

基本方針

1 歯・口腔に関する健康格差の縮小

2 歯科疾患の予防

3 口腔機能の獲得・維持・向上

4 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

施策の方向性

- ・【乳幼児期】市町村が実施している歯科健診等の充実
- ・【少年期】学校における歯科健診や保健教育等の充実
- ・【青壮年期】市町村における歯周病検診等の充実
- ・【中年期・高齢期】市町村における歯周病検診等の充実
- ・【その他】妊産婦やその家族等に対する口腔保健の充実

- ・【乳幼児期から青年期】乳幼児期における**口腔機能獲得に関する知識の普及・啓発**
- ・【壮年期から高齢期】介護予防における口腔ケアの促進及び**オーラルフレイルなどの口腔機能に関する知識の普及・啓発**

- ・かかりつけ歯科医の定着 及び定期歯科健診の促進
- ・通院等による治療が困難な人への在宅歯科医療の充実
- ・巡回歯科診療車による施設等の心身障害児（者）への保健指導等の実施
- ・難病及び障害（児）者等への歯・口腔の健康に関する知識の普及・啓発
- ・障害の状況に応じ対応できる専門的な歯科治療及び口腔ケアに対応できる人材の育成

- (1) 情報の収集及び提供**
・地域間格差の縮小に向け、むし歯の状況などを市町村等に提供
・他地域における先進的取組等についての情報を収集し、市町村等に提供
- (2) 市町村その他関係者の連携体制の構築**
・住民に身近な歯・口腔保健サービスを実施している市町村との連携推進と市町村の取組への支援
・医療・介護等各種関係機関・団体との連携の推進
- (3) 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる人の確保及び資質の向上**
・市町村の歯・口腔保健担当者等を対象とした研修等の実施
・市町村の歯科衛生士の配置の充実**及び人材育成**
・歯科医療関係者の確保と資質の向上に向けた研修等の実施
- (4) 災害時における歯・口腔保健医療サービスの迅速な提供のための体制確保**
・災害時に迅速に歯・口腔保健医療サービスが提供できる体制の整備（市町村及び関係団体との検討会や研修会の実施）
・災害時における口腔ケアの重要性についての普及・啓発
- (5) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究**
・県民の歯科疾患等の実態調査の実施

施策の目標

- ・3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合の**減少**
- ・3歳児でむし歯がない者の割合が**90%以上**である市町村の増加
- ・12歳児の1人平均むし歯数が1.0歯未満である市町村の増加
- ・12歳児の1人平均むし歯数の**減少**
- ・40歳以上における自分の歯が**19歯以下**の者の割合の**減少**
- ・40歳以上における**進行した歯周炎を有する者の割合の減少**
- ・80歳以上で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加
- ・歯間部清掃用器具を使用している者の割合の増加
- ・過去1年間に歯石除去や歯面清掃を受けている者の割合の増加

- ・50歳以上における**咀嚼良好者の増加**

- ・障害児（者）が利用する施設での定期的な歯科健診の実施率の向上合の増加

- ・過去1年間に歯科健診を受診した割合の増加
- ・法令で定められている**歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合の増加**
- ・在宅歯患者訪問診療（居宅）実施歯科診療所の増加
- ・就業歯科衛生士数の増加（人口10万人対）
- ・喫煙する者の割合の減少